

柏市障害者交通費助成制度のご案内

～障害者施設に通所しているかたに、交通費の一部を助成します～

1 対象者及び施設

対象者(生活保護受給者は対象外です)	対象施設
① 柏市内に在住し、住民基本台帳に登録されているかた(市内のグループホームや知的障害者生活ホームに他の自治体の決定により入居されているかたを除きます)。	ア 生活介護施設 イ 自立訓練施設 ウ 就労移行支援施設 エ 就労継続支援(A, B型)施設 (通勤手当が支給されている場合は対象外)
② 柏市外のグループホームや知的障害者生活ホームに柏市の決定により入居されているかた。	オ 地域活動支援センター(高校生までのかたで放課後等デイサービスの代わりに利用している場合等は除きます)

2 対象となる通所手段及び助成額

通所手段	助成額															
① 公共交通機関等(電車, バス, タクシー, 福祉有償運送)	<p>◆月毎にかかった費用の2分の1の額で5,000円が限度です。</p> <p>◆電車, バスは定期券, ICカードのチャージ(IC運賃), 切符購入, 回数券等などの支払い方法でも助成対象です。その場合, 電車は6か月定期, バスは3か月定期の金額と比較して, いずれか安い方の金額で助成額を計算します。</p> <p>※IC運賃や切符購入など1回ごとの運賃で計算する場合は, IC運賃と切符のいずれか安い金額で助成額を計算します。</p>															
<p>② 自家用自動車(オートバイ含む), 原動機付自転車</p> <p>※自動車燃料費助成の決定を受けている場合を除く。</p> <p>※自家用自動車や原動機付自転車は本人又は家族が所有するもの。</p> <p>※オートバイ, 原動機付自転車は通所者本人が運転する場合のみ。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離</th> <th>自動車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4キロ未満</td> <td>日額 100 円 (月 2,000 円まで)</td> <td>日額 25 円 (月 500 円まで)</td> </tr> <tr> <td>4キロ以上 6キロ未満</td> <td>日額 150 円 (月 3,000 円まで)</td> <td>日額 38 円 (月 750 円まで)</td> </tr> <tr> <td>6キロ以上 8キロ未満</td> <td>日額 200 円 (月 4,000 円まで)</td> <td>日額 50 円 (月 1,000 円まで)</td> </tr> <tr> <td>8キロ以上</td> <td>日額 250 円 (月 5,000 円まで)</td> <td>日額 63 円 (月 1,250 円まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆自宅と通所先施設の間全ての区間を利用する場合に限ります。</p> <p>◆上表を元に月ごとの通所日数に応じて助成額を計算します。</p>	距離	自動車	原付	4キロ未満	日額 100 円 (月 2,000 円まで)	日額 25 円 (月 500 円まで)	4キロ以上 6キロ未満	日額 150 円 (月 3,000 円まで)	日額 38 円 (月 750 円まで)	6キロ以上 8キロ未満	日額 200 円 (月 4,000 円まで)	日額 50 円 (月 1,000 円まで)	8キロ以上	日額 250 円 (月 5,000 円まで)	日額 63 円 (月 1,250 円まで)
距離	自動車	原付														
4キロ未満	日額 100 円 (月 2,000 円まで)	日額 25 円 (月 500 円まで)														
4キロ以上 6キロ未満	日額 150 円 (月 3,000 円まで)	日額 38 円 (月 750 円まで)														
6キロ以上 8キロ未満	日額 200 円 (月 4,000 円まで)	日額 50 円 (月 1,000 円まで)														
8キロ以上	日額 250 円 (月 5,000 円まで)	日額 63 円 (月 1,250 円まで)														

3 手続きの流れ

通所にあたって実際に費用がかかっているかたは、登録申請が必要です。

登録申請

障害福祉課に登録申請して下さい。

【申請に必要なもの】

- ①銀行の通帳
- ②運転者の免許証
- ③自動車検査証、標識交付証明書など
所有を証明できる書類

自動車、オートバイ、原動機
付自転車を通所するかた

徒歩、自転車、施設の送迎で通
所し、費用がかかっていない場
合は、登録の必要はありません。

※通所施設や口座、交通手段に変更があった場合は、変更の届出をして下さい。

登録決定通知

障害福祉課から登録申請したかたに登録決定通知が送付されます。

支給申請書送付

登録したかたに対して、6か月ごとに交通費助成申請書を送付します。

上期：4，5，6，7，8，9月分⇒9月中旬頃申請書を送付

下期：10，11，12，1，2，3月分⇒3月中旬頃申請書を送付

支給申請

障害福祉課に支給申請して下さい。

【助成申請書に添付するもの】

- ①定期券の写しまたは購入時の領収書
- ②その他通所経費がわかるもの

電車、バス、タクシー、福祉有償
運送で通所するかた

定期券は、購入した時点でコピ
ーをとっておいて下さい。

※助成申請書にある「通所状況証明」により、施設から月ごとの通所日数(実際に交通費がかかった日数)の証明を受けて下さい(定期券の写しや購入時の領収書の添付がある場合は、証明を省略できます。ただし**就労継続支援A型の利用者は添付書類の有無に関わらず、必ず以下の通勤手当の証明を施設から受けてください**)。

交通費の支給

申請から1か月程度で、障害福祉課から登録された口座に交通費が振り込みされます。

【申請・お問い合わせ先】

柏市役所障害福祉課 〒277-8505 柏市柏5-10-1

電話 04-7167-1136 ファックス 04-7167-0294